

法教育

法教育

センターニュース

No. 10

2011年3月21日

第10号

Law-Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

巻頭言

横浜弁護士会
副会長 島崎 友樹

横浜弁護士会の数多ある活動の中で、いま一番ホットなのが、法教育に関する活動です。当会法教育センターとその運営を担う法教育委員会が中核となって活動しています。

法教育委員会の月一回の会議に顔を出すと、そこは、多くの若い弁護士たちの熱気であふれています。昼休みに弁当を持ち寄って弁護士会館に集まります。新人弁護士を含めた若くて忙しい弁護士たちにとって、昼休みが一番自由になる時間です。なるべく多くの弁護士が一同に顔を揃えることが出来るための工夫なのです。しかし、法教育に関する活動がここまで活発で注目を集めるものになったのは、そんなに古い話ではありません。

7, 8年前のことでしょうか。三浦半島での泊まりがけの合宿で、空が白むまで熱い議論を交わしたことを思い出します。テーマは、「司法教育」。私が当時所属していた司法改革の委員会の合宿でした。その合宿には、多くのベテラン弁護士に混じっている法教育委員会の中核を担う弁護士たちも参加しました。当会の司法改革の委員会では、それまで、市民に身近で信頼できる司法の確立を目指して、高校生など市民向けの裁判傍聴会の開催や地元大学への講師派遣を行っていましたが、教育現場における法律家の役割についてそれほど強く意識してきませんでした。折しも、平成13年の司法制度改革審議会の意見書において、「司法教育の充実」と題して、「学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる。そこでは、教育関係者のみならず、法曹関係者も積極的な役割を果たすことが求めら

れる。」との指摘がなされていたところであり、合宿での激論とあいなったのです。

「法律家が、教育の領域に足を踏み入れる必要はないじゃないか。」「いや、法の支配を社会の隅々にまで浸透させるためには、法律家の役割が重要だ。」とか、「価値観に関する教育まで行うことは、価値の押し売りで、自由に反する。できあがった法律や司法制度の利用方法を教えるところまでが限界だ。」「いや、自由や公正など核となる価値観そのものを教えることは、統治主体・権利主体である市民の意識作りに不可欠だ。」とかいった具合です。飽きることなく朝まで議論しましたが、結論はでませんでした。

そもそも、司法制度改革審議会のいう「司法教育」とは、上記のとおり「司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会」と説明されていました。一方、「法教育」という言葉が叫ばれ始めていました。「法教育」とは、米国の法教育法によれば「法、法形成過程、法制度、これらを基礎づける基本原則と価値に関する、知識と技術を身につけさせる教育」のことを指すそうです。私の勝手な理解によれば、「司法教育」ととどまらず法形成過程並びに法の基本原則及び価値に関する教育も含めたものが「法教育」です。

当会では、司法改革の委員会の中から、平成16年に法教育委員会が生まれ、同委員会は、同18年には現在の法教育委員会に名前を変え法教育センターの運営を開始しました。あの合宿では結論が出ませんでしたでしたが、その後、弁護士たちは、生徒・児童と直接やりとりする実践の中で、「法教育」を法律家が担う必要性を実感したのです。

私は、平成16年の司法教育委員会には合流しませんでした。それから6年。本年度担当副会長として久しぶりに法教育の現場に触れ、最初にあの合宿を思い出しました。いまは、「法教育委員会」「法教育センター」になってよかったと確信しています。しかし、あの合宿での議論を忘れてはいけません。子供達に教える価値の観念が広くなりすぎると、それは価値の押し売りになります。そのことに心を配って法教育を実践していかなければなりません。そして、「法教育」という言葉が社会一般に普通なものとなるよう、法律家の手から教育現場の教師のみ皆さんの手にうまくパトタッチしていければ幸いです。

公文国際学園での法教育の授業

～裁判傍聴&出前授業～

公文国際学園中等部では、学年を越えて履修できる「インタレストスタディーズ」という科目があります。今回は平成22年10月12日から15日までの4日間連続で授業が行われ、履修者は、中学1年生及び2年生の総勢20名でした。授業内容は、①1日目に学校で刑事裁判と裁判員制度について予習する。②2日目に横浜地方裁判所で実際の刑事裁判を傍聴する。③3日目にDVD「裁判員－選ばれ、そして見えてきたもの－」

を視聴し、新聞記事から同様の事件の量刑などを調べる。④4日目に弁護士の司会のもと、前日に視聴したDVDの事件について評議を行う、というものでした。法教育センターでは、その中で裁判傍聴と出前授業を担当させていただきました。



裁判傍聴の引率を担当して

平成22年10月13日、公文国際学園の生徒20名と教員の先生1名が参加した裁判傍聴の引率をしました。

傍聴した事件は、飲酒したうえで自動車を暴走させて、被害者に怪我を負わせたという危険運転致傷罪の事案でした。裁判には被告人の子供が情状証人として出廷し、即日、執行猶予付きの判決が出されました。昨今、厳罰化が進んでいる飲酒運転というタイムリーかつ身近に起こりうる犯罪ということで、生徒たちが興味を持ちやすい事案だったと思います。

弁護人はベテランの弁護士で、被告人質問の口調は厳しいと感じるものの、結果的には被告人の反省の態度を印象づけるものでした。私のような若手弁護士からすると「熟練の技」という感じでしたが、生徒たちにとっては、弁護人が厳しい質問をすることは意外だったようです。

傍聴終了後に弁護士会館の会議室に戻り、生徒一人一人に、感想や量刑についての意見を尋ねました。弁護人に

強い印象を抱いた生徒が多く、弁護人の質問が厳し過ぎると思ったという感想がある一方で、厳しい口調がかえって効果的だったという感想もありました。量刑については、飲酒運転は多くの人に迷惑をかけるので、執行猶予は軽いという意見がある一方で、被告人が自分の家族だったと思うとかわいそうに感じた、被告人は2度と飲酒運転はしないと思うという意見もありました。一人一人が理由をしっかりと考えたうえで、自分の意見や感想を述べているのを見て、最近の中学生はしっかりしているなと感心するとともに頼もしいとも感じました。

法教育にはルール作り授業や模擬裁判など内容や方法はいろいろとありますが、まずは今回の裁判傍聴会のように、生徒たちが本当に興味を持って考え、自由に自分の意見を発表する体験を積み重ねていくことが大切ではないかと思いました。

(法教育委員会委員 佐藤 鉄平)

出前授業を担当して

出前授業では、DVDで視聴した現住建造物放火事件の量刑（どのような刑を言い渡すか）を検討しました。DVDの事案では、被告人が放火したという事実には争いがないものの、反省しているなどの事情があることから、実刑判決を言い渡すか、執行猶予付きの判決を言い渡すかが主な争点でした。2つのグループに分かれ、70分ほど討論した後、言い渡す判決をグループごとに決定してもらいました。その結果、一つのグループでは実刑判決、もう一つのグループでは執行猶予付きの判決となりました。中学1年生・2年生の混成グループであったことから、はじめのうちは口数も少なかったのですが、議論が進むにつれ、活発な意見が出るようになりました。事前に実際の刑事裁判を傍聴していたことから、より真剣に事案と向き合い、適切な判決を下そうと熱心に議論していた姿が印象的でした。

今回の事案では、被告人の前科の有無や家庭の事情など、考慮に入れないといけない事柄が多く、生徒も様々な考えをめぐらせていました。単なる量刑判断に終わる

ことなく、量刑判断の背後にあるものの考え方や法の役割について、より理解を深めてもらうことが、法教育のねらいの一つです。これを目標に出前授業を実施しましたが、限られた時間内で多くのことを伝えるのはなかなか難しいことだと感じました。生徒たちの関心が深まったこの機会が、法を学ぶきっかけになることを願っています。

この4日間の授業で学んだ成果を、後日行われる文化祭で発表するというので、生徒たちは熱心にメモを取ったり、評議の様子をビデオ撮影したりしていました。授業を受けるだけでなく、学んだことを発表する場がその後に用意されていたので、生徒たちもより熱心に取り組めました。活発な議論ができたため、私にとってもとてもやりがいのある出前授業でした。学校へ出掛けて生徒たちと様々な交流のできる出前授業は、派遣講師側にとっても学ぶことが多く、楽しい時間です。より多くの学校や団体からのご依頼をお待ちしております。

(法教育委員会委員 上平 加奈子)

楽しい模擬裁判 in 湘南台高校

平成22年11月15日及び同月22日に、神奈川県立湘南台高等学校において、同学校第1学年のうちの1クラス、約40名の生徒を対象として、田中敬介会員、駒井知会会員とともに模擬裁判指導を行ってきました。

神奈川県では「積極的に社会参加するための能力と態度を育成する教育」をシチズンシップ教育として位置付け、平成23年度より神奈川県内の全県立高等学校でのシチズンシップ教育の本格実施を目指しています。同学校は平成21年度より神奈川県の指定を受け、シチズンシップ教育の研究及び実践を行っており、その一環として、同学校より法教育センターに模擬裁判指導の申込があったため、今回の模擬裁判指導を行うことになりました。

私は法教育センターの運営も行っている法教育委員会の委員であり、同委員会の活動として、模擬裁判指導に限らず、中学生及び高校生と接する機会が多いのですが、生徒からは弁護士とは異なる視点からの鋭い意見が出ることもあり、その度に勉強となるため、今回の模擬裁判指導も楽しみにしつつ、当日を迎えました。

1日目は、事前指導を行いました。普段は刑事手続一般の説明や模擬裁判劇における役割別指導も行っているのですが、事前指導の時間が1時限（50分）しかなかったことから、事実認定講義と事案の争点の解説（今回の事案は、窃盗の意思の有無により、事後強盗致傷罪の成否が問題となるものです。）のみを行いました。

2日目は、2時限（50分×2）のうち、前半の1時限目に模擬裁判劇を行いました。模擬裁判劇では、被告人役を同学校の先生が、目撃証人役、裁判官役、検察官役及び弁護人役を生徒が演じ、その他の生徒は、模擬裁判劇後の評議の準備のため、メモを取りながら模擬裁判劇を傍聴しました。それぞれの役は概ね立候補で決定したということもあり、生徒はもちろん先生も熱心にそれぞれの役を演じていました。

後半の2時限目は、生徒を数名のグループに分け、グループ毎に評議をしてもらった後、グループ毎の結論及びその理由を発表してもらいました。評議では議論が白熱するあまり、制限時間までに結論がまとまらないグループもあったので、予定していた時間を延長することになりました。普段よりも事前指導の時間が短かったため、模擬裁判劇の進行や評議の内容に影響が出るのではないかとすこし心配していましたが、生徒は、刑事裁判手続の概要を知るため事前に裁判員裁判広報用ビデオを視聴していたとともに、別の事案を使用して事実認定の仕方を勉強していたため、そのよ

うな心配は全く必要のないものでした。生徒の発表後に行った指導担当弁護士3名による全体講評の際、私の意見を発表する機会があったのですが、白熱した議論を行っていた生徒の視線を前に、「指導担当弁護士として下手なことは言えない。」と非常に緊張したことを覚えています。また、私自身が生徒に交じって評議に参加したグループがありましたが、評議終了の際に、そのグループの生徒からは「色々な見方ができる。話し合いでこんなに緊張したのは初めてでした。」「グループ内で議論したら、自分と別の意見でも納得できるところがありました。」等の感想が出ました。模擬裁判指導を行うにあたり、生徒には、刑事裁判制度の仕組みを理解することにとどまらず、ある事実につき異なる意見を持つ人とも議論し、様々な角度から検討したうえ、判断する能力を身に付けて欲しいと考えていましたが、評議の際になされた白熱した議論及びその感想を聞いた限り、当初の目標は達成できたのではないかと思います。

また、同学校ではシチズンシップ教育に関する授業については同学校内に限り公開としているため、模擬裁判劇、並びに、その後の評議及び発表を見学する数名の先生の姿がありました。さらには、模擬裁判指導後、教頭先生から同学校におけるシチズンシップ教育の取り組みについてのお話を伺ったところ、教頭先生自らが模擬裁判劇の独自のシナリオの作成及び改訂をされているとのことで、同学校のシチズンシップ教育、その中でも特に法教育に対する熱意を感じることができました。一方、法律家と教育現場との間の連携不足、生徒に法教育を行う立場である先生自身に対する法教育の必要性についてのお話も伺いました。神奈川県が掲げるシチズンシップ教育の実施にあたっては、法律家と教育現場の先生との協働が必要不可欠と言えるところ、教育現場における現状、今後の課題等について、同学校の先生との間で意見交換を行えたことは、今後も法教育に関わっていくであろう私にとって、非常に貴重な経験となりました。

なお、今回の模擬裁判指導においては、生徒が楽しそうに模擬裁判に参加していたことも強く印象に残りました。そのような生徒の姿を見て、私自身も楽しく参加することができました。法教育の内容が重要であることは当然ですが、私個人としては法教育を楽しむことも大切ではないかと考えていますので、これからも生徒及び教育現場の先生とともに楽しみながら法教育活動に取り組んでいければと思います。

（法教育委員会委員 細貝 嘉満）

i

横浜弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問い合わせは

横浜市中区日本大通り9 横浜弁護士会内
横浜弁護士会法教育センター
TEL045-211-7707 FAX045-212-2888
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

横浜弁護士会のホームページに 法教育センターのページができました！

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

皆様、横浜弁護士会ホームページ

(<http://www.yokoben.or.jp>) にアクセス！

編集

後記

法教育センターニュースは、今号で第10号となりました。私は、昨年度より編集委員としてセンターニュース発行に参加することになったため、発行に携わった数は決して多くありません。センターニュースの発行作業は、発行が完了するとすぐに次号の発行作業が待っているような感覚です。増刊号を作ることもあり、一年中新聞作りに携わり、新聞作りの奥深さを実感しています。(押田 美緒)

59期 弁護士 服部 知之



出前授業体験記

平成23年1月20日

満を持して日野南中学校での出前授業に参加しました。方向音痴なので、当日は、遅刻しないようにと少々早めに出発したところ、30分前に学校に到着してしまい、担当の先生方を慌てさせてしまいました。今回の出前授業では、窃盗未遂事件を題材として量刑について模擬評議を行いました。私が担当したクラスは非常に活発な生徒が多く、各班の議論の内容を聞いているだけでもとても面白かったです。各班の結

論は、懲役1年から3年の間に分布しており、実刑と執行猶予の判断については半々にわかれていました。ただ、被告人にとって有利な事情や不利な事情をどのように量刑と関連付ければいいのかかわからないようでした。また、中学生にとっては、執行猶予の意味や刑務所に服役した場合の被告人の生活を理解することは難しかったようです。今回、弁護士の講評の時間が短く、せっかく生徒達が面白い点に着目しているのに、それに対する十分なコメントができなかったのが残念でした。次回以降は、45分程度の講評の時間を確保できれば、より充実した内容になると思います。今後も出前授業等に積極的に参加したいと思っています。



法教育

編集委員

Law-Related Education

江塚 正二 (デスク)
田丸 明子 河野 隆行
村上 貴久 押田 美緒

青木 康郎
服部 知之
細貝 嘉満